

作成担当課・係	契約課契約第一係 技術管理課基準第一係
作成時期	2011年度
保存期間	1年
保存期間満了時期	2012年度

事務連絡
平成23年11月14日

本局各部各課長 殿
各事務所（管理所）長 殿

総務部 契約課長
企画部 技術管理課長
河川部 河川工事課長
道路部 道路工事課長
営繕部 計画課長

工事請負契約書第20条による工事一時中止の取扱いについて

工事の一時中止については、工事請負契約書第20条及び「工事一時中止に係るガイドライン（案）平成20年3月」に基づき適切に処理されているところであるが、一時中止の事由となる事象が発生した時点と、一時中止の通知を行う時点で、時間的な差異が生じている実態がある。

そこで、適切な一時中止の通知を行うことで、適切な工事期間の設定と請負契約の双務性の確保を行うことを目的に、一時中止の通知の時期について、下記のとおり運用を定めたので適切な実施に努められたい。

記

1. 一時中止の指示

工事請負契約書第20条による一時中止が必要な場合は、総括監督員の判断により、受注者の現場代理人に対し、一時中止の指示を書面にて行うとともに、速やかに本局関係課へ一時中止を指示した書面の写しを送付するものとする。

2. 一時中止の通知手続

本局契約課は上記1の一時中止を指示した書面の写しの送付を受け、契約担当官の決裁後、受注者に対し一時中止の通知を行う。

なお、一時中止に係る通知文書における一時中止の始期は総括監督員の判断により受注者の現場代理人に対し一時中止の指示を書面にて行った日とする。

3. 適用範囲

本官契約にかかるすべての工事。

4. 工事再開

一時中止の再開については、現場状況を把握し、適切な時期に総括監督員から契約担当官へ上申されたい。特に、工期延期を伴う場合は、14日間の協議期間が必要となることに留意し、上申すること。

5. 適用時期

本通知は平成23年11月14日以降発生する工事の一時中止から適用とする。

問い合わせ先

本局契約課及び発注担当課